憲法　予備令７－３　肢イ

第１．肢の結論

誤っている

第２．玉串料として県による公金支出を行ったことは，宗教的活動にあたるか。

１．問題の所在

神社に対する玉串料として，県による公金支出が行われた。この行為は，２０条３項が禁止する「宗教的活動」にあたるか，宗教的活動の判断基準や，あてはめが問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

玉串料を支出したことは，目的は，宗教的意義を有し，その効果は，特定の宗教を援助，助長，抑制，圧迫干渉にあたるものである。したがって，２０条３項の「宗教的活動」にあたる。

よって，あたらないとする，肢は誤り。

（２）理由

ア．宗教的活動の判断基準（目的効果基準）

２０条３項の「宗教的活動」にあたるかの判断は，目的が宗教的意義を有し，その効果がその効果は，特定の宗教を援助，助長，抑制，圧迫干渉にあたるものであるか否かで判断する。したがって，それにあたらない程度関わり合いであれば，許容される。理由は，以下の通りである。

宗教的活動の範囲を広くとらえると，宗教を無視することを国家に要求することとなりかえって不自然である。宗教も社会的実体として存在する以上，一定の関わり合いは許容すべきである。

２０条３項で，宗教的活動を禁止したのは，信教の自由（２０条１項）を保障の実行化を図るために，政教分離制度を設けたのが，その趣旨である。したがって，個々の信教の自由を害さない範囲において，宗教的活動を禁止する趣旨は含まないと解するからである。

イ．あてはめ

確かに，靖国神社及び護国神社が挙行した例大祭への玉串料等の奉納は，遺族援護行政の一環として，戦没者の慰霊および遺族の慰謝という，いわゆる世俗的な目的であり，宗教的意義は含まれないとも思える。しかし，世俗目的か否かは，一般人を基準に社会通念で判断すべきである。玉串料は，一般的に，多くのものが，社会的儀礼として行っているとはいえない。特別に，行う性質があると判断するのが通常である。したがって，宗教的意義があると考える。そして，玉串料が奉納されれば，奉納された神社（神道）は，その効果によって，他の宗教よりも有利になる。よって，援助の効果も発生する。

したがって，目的効果基準にしたがい，本件，玉串料の奉納は，２０条３項の禁止する「宗教的活動」にあたると解するのが相当である。

以上